【台湾】特許出願の再審査加速審査(AEPRe)制度導入-2024年9月1日施行

台湾特許庁は、特許再審査加速審査(AEPRe)を開始しました。³

AEPRe は、初審査拒絶査定で一部の請求項のみ拒絶され、一部の請求項は拒絶されなかった出願について再審査申請した場合、拒絶された請求項を削除し、拒絶されていない請求項を独立項に変更する補正をすることで、加速審査が行われる制度です。

この制度の導入により再審査での判断時間及び審査コストを削減することができ、出願 人は6ヶ月以内に再審査意見書又は特許査定を受けることができます。

尚、AEPRe 申請について、台湾特許庁の手数料は無料です。

*施行日は 2024 年 9 月 1 日ですが、9 月 1 日は日曜日のため、実際の開始日は 9 月 2 日からです。

AEPRe の申請要件:

- 1.対象:初審査拒絶査定で一部の請求項のみ拒絶され、再審査申請した特許出願
- 2.申請時期: 再審査開始通知書の送達後、最初の再審査拒絶理由通知書が発行されるまで
- 3.補正要件:台湾特許法第49条の規定に基づく補正であり、補正の内容が次の条件を満たすもの
- i) 拒絶理由のある請求項の削除
- ii) 初審査拒絶査定で拒絶理由のなかった従属項の独立項への変更、それに合わせた請求項番号の調整、従属関係の調整及び従属項の追加。

詳細につきましては、台湾特許庁の以下 URL をご参照ください。

https://www.tipo.gov.tw/tw/dl-286887-0b89ef8d1ea3467e842e1c8866dcbc9d.html